

公益財団法人日本スポーツ協会
令和 8 年度第 2 回理事会議事録

日 時 令和 8 年 6 月 3 日(水) 14:00~15:00

場 所 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 12 階 大会議室
※Web 会議併用

会場出席者

<理事>

遠藤利明会長、森岡裕策専務理事、山本浩、岩田史昭の各常務理事

<監事>

藤田裕司

Web 出席者

<理事>

益子直美、田中不二夫、三宮恵利子の各副会長、勝田隆常務理事、飯塚悟、池田めぐみ、石井砂織、植田実、浦美奈子、笠師久美子、鹿島丈博、木平芳定、工藤保子、久保正美、小寺洋、櫻井由香、村松さやか、室伏由佳、湯川和之の各理事

<監事>

久保直生

Web 会議システムにより、出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同等に適時的確な意見表明が互いにできる状態となっていることを確認した。

理事総数 28 名、うち出席 23 名で、定款第 37 条に基づき理事会成立。

定款第 34 条により、遠藤会長が議長となり議事に入った。

議 案

第 1 号:令和 7 年度事業報告及び決算について

(事業報告:森岡専務理事、決算:岩田常務理事)

当協会が、5 年間の活動方針として策定した「JSPO 中期計画2023-2027」に基づき、加盟団体をはじめ、関係機関等と連携・協働を図り、各種活動を推進した。

<公1>「国民スポーツ推進事業」のうち、「スポーツイベント開催・競技力向上」では、国民スポーツ大会及び日本スポーツマスターズの開催を中心に、「JAPAN GAMES」として、“する・みる・ささえる”といったスポーツのオモシロさに触れる機会を拡充し、スポーツの価値を最大化するとともに、各大会の認知・魅力発信を図った。

「国際スポーツ交流推進」では、韓国・中国を中心とした国々との相互交流を通じ、相互理解を深め、平和と友好を促進した。また、ASEAN 諸国におけるスポーツ推進貢献では、タ

イとマレーシアの関係団体への派遣を通じて、アクティブ・チャイルド・プログラム(JSPO-ACP)を活用した連携を進めた。

「スポーツ少年団育成」では、スポーツ少年団の理念を体現した地域に貢献する指導者・リーダーの育成、「JAPAN GAMES JUNIOR&YOUTH」をはじめとした各種交流大会や国際交流を実施した。また、スポーツ少年団組織の充実強化と加入促進に取り組むとともに、スポーツ少年団と総合型地域スポーツクラブの連携体制の構築に取り組んだ。

「地域スポーツクラブ育成・支援」では、国や都道府県と連携し、登録・認証制度の適切な運用を通じた総合型クラブの質的充実を図った。また、全国 9 ブロックのネットワーク強化と横断的連携の促進に取り組むとともに、総合型クラブとスポーツ少年団の連携体制の構築に取り組んだ。

「スポーツ指導者育成・活用促進」では、適切な知識・技能を備え、使命と責務を担うスポーツ指導者の養成を進めるとともに、スポーツ指導者の活用や活動促進を図るため、各種講習会や研修会を実施した。

「スポーツ医・科学推進」では、スポーツ推進を支える多様な医・科学研究プロジェクトを実施し、JSPO-ACP の普及啓発やスポーツ活動中の熱中症事故予防をはじめ、国民スポーツ大会におけるドーピング検査やアンチ・ドーピング教育・啓発によるクリーンなスポーツ環境の確保に取り組んだ。

「広報活動推進」では、情報誌「Sport Japan」の発行やホームページの運営を通じ、JSPO の価値及びブランド力の向上を図ったほか、スポーツ指導者をはじめ、スポーツ関係者・愛好者へのタイムリーな情報発信に取り組んだ。

「社会貢献活動推進」では、秩父宮記念スポーツ医・科学顕彰、日本スポーツグランプリ顕彰などの各種顕彰事業を実施するとともに、スポーツにおけるインテグリティ(スポーツ・インテグリティ)を確保する観点のもと、暴力行為等根絶に向けた各種取組、スポーツボランティアの活動支援により、スポーツが持つ社会的価値の拡大に取り組んだ。

「組織体制充実・強化」では、自己財源確保のための寄付金の募金活動やスポーツ会館管理運営に取り組んだ。

「＜収 1＞マーケティング事業」では、JSPO ブランド力を強化する取組や「JSPO スポーツ・アクティブ・パートナー・プログラム」を推進し、協賛企業との連携強化や新規協賛社の獲得に努めた。

「＜収 2＞出版物等販売事業」では、総合情報誌「Sport Japan」及び各種教本等を販売し、当協会の財源確保に努めた。

「＜他 1＞加盟団体組織体制促進事業」では、スポーツ・インテグリティの確保を図る観点から、スポーツ団体ガバナンスコードに関する取組を通じて、加盟団体のガバナンスの向上に取り組んだ。

「組織運営及び財政の確立」では、当協会の各委員会等を中心に企画・立案し、加盟団体をはじめとした関係団体・機関等の協力を得て、各事業の推進に取り組んだ。また、より一層のガバナンスとコンプライアンスの強化により、組織運営の健全性の維持・確保に努めた。

これらの事業の推進には、安定した財政基盤の確立が必要なため、関係機関・団体のご理解とご協力をいただき、財源の確保に積極的に取り組んだ。また、「JSPO 人材育成計画 2023-2027」に基づく人材育成、「JSPO 財務計画 2023-2027」に基づく財政基盤の確

立を通じて、中期計画の実現を下支えした。

次に、令和 7 年度決算について、財務諸表に基づき次のとおり説明した。

「貸借対照表」では、「資産合計」は、前年度比 3 億 8,767 万 3,918 円減の 137 億 2,471 万 3,783 円となった。

「負債合計」は、前年度比 3,499 万 299 円減の 18 億 5,823 万 8,907 円となった。

「正味財産合計」は、前年度比 3 億 5,238 万 3,619 円減の 118 億 6,647 万 4,876 円となった。

「正味財産増減計算書」では、「一般正味財産増減の部」における「経常増減の部」の「経常収益」は、前年度比 1 億 814 万 4,712 円減の 39 億 2,056 万 9,007 円となった。

「経常費用」は、前年度比 4,145 万 978 円増の 42 億 5,440 万 3,238 円となった。

「当期経常増減額」は、特定資産評価損益等の調整を行った結果、3 億 5,258 万 9,031 円の費用超過となった。

このほか、「経常外増減の部」の「経常外収益」、「経常外費用」、法人税等の各種税金及び「指定正味財産増減の部」における増減額を加算した結果、「正味財産期末残高」は、前年度比 3 億 5,258 万 3,619 円減の 118 億 6,647 万 4,876 円となった。

物価高騰等の影響があるなかで経常費用の増加は最小限に抑えたものの、経常収益が減少したこと、特に受取登録料収入が令和 6 年度と比較して 2 億円程度減少したことが費用超過の主な要因と考えている。

厳しい財務状況ではあるが、既に各種収益増加に向けて取り組みを進めているところであり、当協会に設置した経営判断チーム会議による事業評価と連動した全体予算の管理・執行や、効果的・効率的な事業実施によるコスト削減により、引き続き財務の改善に向け取り組んでいく。

その他財務諸表について説明し、事業報告及び決算案について諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

なお、本件については、令和 8 年 6 月 24 日開催の定時評議員会へ付議することとした。

第 2 号：当協会への加盟について

(岩田常務理事)

去る令和 8 年 5 月 27 日開催の令和 8 年度第 1 回加盟団体審査委員会において一般財団法人ピックルボール日本連盟の加盟について審議した結果、当協会加盟申請審査要項に定める加盟団体としての基準を満たしていると判断し、本理事会において審議するもの。

<一般財団法人ピックルボール日本連盟(略称:PJ)>

一般財団法人ピックルボール日本連盟は承認団体としての加盟申請となる。

加盟希望理由は、2032 年オリンピック正式競技化に向けて、日本として国際基準に沿った競技運営や体制整備を進めるほか、国内における競技人口の急増や全国的な普及拡大に伴い、持続的な競技環境の整備や普及活動を体系的に推進するためとしている。

日本におけるピククルボールの統括団体は、これまで「一般財団法人ピククルボール日本連盟(略称:PJF)」及び「一般社団法人日本ピククルボール協会(略称:JPA)」の2団体が存在していたが、令和8年4月に両団体が統合し、現在は一般財団法人ピククルボール日本連盟(PJ)として活動している。

主な事業は、ピククルボールの国内における普及・発展活動であり、選手や指導者、審判員の育成のほか、大会の企画運営等を行っている。

都道府県組織は、11都道府県に関連組織を整備しているが、そのうち都道府県スポーツ協会への加盟はない。

ピククルボールは、1960年代にアメリカで誕生した、パドルと呼ばれるラケット及びプラスチック製のボールを用いて行うスポーツである。コートサイズが比較的コンパクトであるため、年齢や体力差を越えて楽しめるほか、屋内・外のいずれでも実施できる。

以上、一般財団法人ピククルボール日本連盟を承認団体として、当協会の加盟団体とすることについて諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。本件については、令和8年6月24日開催の定時評議員会へ付議することとした。

第3号:令和8年度定時評議員会の開催について

(岩田常務理事)

令和8年度定時評議員会は、令和8年6月24日に JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 14 階岸メモリアルルームにおいて、Web 会議との併用にて開催。議案は、「議長の選出」、「議事録署名人の選出」、「令和7年度事業報告及び決算」、「評議員候補者の推薦」、「当協会への加盟」、「加盟団体の加盟区分の変更」を予定している。

以上、令和8年度定時評議員会の開催及び定時評議員会開催までに議案の追加などが生じた場合の対応を遠藤会長に一任することを併せて諮り、原案どおり出席理事全員で可決された。

第4号:役員賠償責任保険の加入について

(岩田常務理事)

当協会では、理事、監事ならびに評議員を被保険者とする役員賠償責任保険に加入している。この保険料は全額当協会が負担しており、役員がその職務の執行に起因して、保険期間中に損害賠償請求をされた場合の損害賠償金及び争訟費用等が、当該保険から填補される。

以上、令和8年6月20日に更新を迎える役員賠償責任保険の再加入について諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

報 告

1. 会務関係

会務関係について、以下の通り報告。

(1) 令和 8 年春の勲章受章者について

(岩田常務理事)

令和 8 年春の勲章については、4 月 29 日に受章者が発表された。当協会からは、勲章候補者 1 名及び褒章候補者1名を推薦し、全日本剣道連盟元会長の網代忠宏氏が瑞宝小綬章を受章し、日本水泳連盟元副会長の上野広治氏が藍綬褒章を受章された。

(2) 第 21 回日本スポーツグランプリの受賞者について

(岩田常務理事)

「日本スポーツグランプリ」は、長年にわたりスポーツを実践し、広く国民に感動や勇気を与え、顕著な功績をあげた中高年齢層の個人又はグループを顕彰することで、その功績をたたえ、生涯にわたるスポーツ実践の推進に寄与することを目的として実施するもので、去る 6 月 1 日開催の第 1 回栄典・顕彰委員会において、13 名と 1 グループが選考された。

表彰区分	氏名(敬称略)	年齢	性別	都道府県	競技	活動歴
1	伊藤 孝夫	95 歳	男性	宮城県	サッカー	80 年
	田中 鍛	87 歳	男性	東京都	卓球	74 年
	赤地 鈴枝	85 歳	女性	岐阜県	バレーボール	64 年
	松永 寛	82 歳	男性	長崎県	空手道	63 年
	白川 勝敏	79 歳	男性	宮城県	合気道	59 年
	大澤 誠	77 歳	男性	埼玉県	テニス	60 年
	朝日 豊	76 歳	男性	静岡県	スピードスケート	50 年
	今立 篤子	76 歳	女性	秋田県	柔道	59 年
	小暮道子 中谷順子 ペア	77 歳 78 歳	女性	埼玉県	ソフトテニス	ペア活動歴 12 年 ※小暮 63 年 ※中谷 49 年
2	亀濱 敏夫	100 歳	男性	沖縄県	陸上競技	80 年
	堀居 愛子	95 歳	女性	北海道	水泳	57 年
	大森 聖子	74 歳	女性	神奈川県	パワーリフティング バレーボール	41 年
3	羽生 利彦	78 歳	男性	茨城県	柔道	63 年
	天利 かをる	71 歳	女性	東京都	フェンシング	53 年

※表彰区分 1:当該スポーツを長年にわたり実践している個人又はグループ

※表彰区分 2:当該年齢層において世界記録等を樹立した個人又はグループ

※表彰区分 3:当該スポーツにおいて顕著な実績を挙げた個人又はグループ

(3) 令和 8 年度公営競技補助金等の交付決定について

(岩田常務理事)

令和 7 年度第 6 回の理事会において、令和 8 年度公営競技補助金等の要望額を報告したが、この度、日本スポーツ振興センターから、「スポーツ振興くじ助成金」及び「スポーツ振興基金助成金」について、交付決定された。

スポーツ振興くじ助成金では、「スポーツ団体スポーツ活動助成」の17事業を要望し、日本スポーツ振興センターによる査定の結果、本年度のスポーツ振興くじ助成金の交付決定額は3億 4,830 万 2,000 円となり、令和 7 年度決定額に対して、5,822 万 8,000 円の減額となった。

情報誌「Sport Japan」の発行回数を 6 回から 4 回にすることにより、印刷費や送料等の経費が大幅に減ることに伴い、助成金額も減額となった。

スポーツ振興基金助成金については、スポーツ少年団が実施するエンジョイ！スポーツフェスティバル(旧：全国競技別交流大会)の 3 大会に対し、交付決定額は1,522 万 3,000 円となり、令和 7 年度決定額に対し、268 万 2,000 円の増額となった。

(4) 運動部活動改革に係る事務局プロジェクト・チーム 2026 について

(森岡専務理事)

これまで、運動部活動改革に関し、JSPO として積極的に取り組むため、事務局内に部署横断型のプロジェクト・チームを設置し施策の検討を行っており、令和7年度までは、中学生世代の安全・安心なスポーツ環境の確保を目的に、JSPO の既存事業を活用しながら各種取組を進めてきた。特に、「適切な資質能力を身につけた指導者の確保」、「多様な運営団体・実施主体の確保」を中心に、加盟団体と連携し取り組んできた。

令和 8 年度以降の取組について、これまでの基本的な考え方を踏襲しつつ、国の改革実行期間が令和 8 年度からスタートしていること、また、次期 JSPO 中期計画を見据え、新たに「取組方針<NEXT ステップ>(仮称)」として再整理していく方向で検討している。

本プロジェクト・チームは、運動部活動改革に対する JSPO としての方向性を示すとともに、事務局内の関係部署を横断的に取りまとめる役割を担う。また、JSPO のインフラやリソースを最大限に活用し、地域における安全・安心なスポーツ環境の確保につながる新たな仕組みの検討を進めていく。

体制としては、若手職員を中心に柔軟な発想で検討を進めるとともに、必要に応じて幅広い関係者の知見も得ながら、多様な視点を取り入れていく。

主な取組としては、新たな取組の検討を中心として、これまでのロードマップの評価や新たな「取組方針<NEXT ステップ>(仮称)」の策定、関係者への情報発信・実態把握等を進めていく。

(笠師理事)

先日の学校部活動での移動中における交通事故が注目されている。JSPO として方向性やガイドラインの策定を考えているか。

(森岡専務理事)

部活動の地域展開にあたって、クラブ活動でも移動に対する事故は想定されるものである。学校管理下での部活動中のけが等は、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象となっているが、今後、地域展開するにあたっては民間の保険(スポーツ安全協会等)を活用して最大限に安全・安心なスポーツ環境を整えていくことも本 PT にて検討したいと考えている。

(遠藤会長)

国では、昨年度の補正予算と本年度の当初予算で併せて約 139 億円の予算を部活動と地域スポーツの一体化及び連携等に計上している。都道府県あるいは市区町村がそれぞれ同様の助成措置を取るため、全体として 400 億円程度の予算計上が見込まれる。スポーツ庁からも各都道府県を通じて話があると思うが、各都道府県スポーツ協会の皆様においても JSPO と協議していただけるとありがたい。

(岩田常務理事)

5 月 30 日に開催した日本スポーツ少年団委員総会においても、スポーツ庁等が 5 月 19 日に都道府県教育委員会等に向けて発出した「部活動の遠征等における安全確保について(通知)」を共有した。また、6 月の総合型地域スポーツクラブの会議においても同様の内容を共有予定である。今後、部活動の送迎に係る安全策を各組織で決定できればと考えている。また、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、公認スポーツ指導者に向けて安全な対応を依頼していく。

(室伏理事)

大学の部活動は中学・高校とは異なり、学生の自治活動が前提であり、教員の目が届かない場面も多く、大学側がどこまで責任を負うべきかが非常に曖昧であるという問題がある。また、学生が大学と外部クラブの両方に所属する二重構造も、責任の所在を一層複雑にしている。

教員は本来の業務である教育・研究の傍ら、無報酬に近い形で部活動に関わっており、限られた時間と体制の中で十分な安全管理を行うことには限界がある。

競技によっては自家用車やマイクロバスを利用した移動が不可欠である一方で、過去の事故を受けて文部科学省から危機管理体制の整備が求められており、現場は対応に追われている。厳格な管理を求められるほど活動自体が成り立たなくなる可能性もあり、学校、保護者、地域の期待の間で板挟みの状況に置かれている。

このような状況の中で、事故が発生した場合の責任を教員や大学だけで負うことは困難であり、現場では大きな不安と負担が生じている。そのため、JSPO やスポーツ庁、UNIVAS と連携し、大学スポーツにおける安全管理や責任範囲についての明確な指針の整備を期待する。

(森岡専務理事)

都市部では公共交通機関を利用することで一定の対応が可能である一方、地方など公共交通機関が十分でない地域では、自家用車等による移動が不可欠であり、部活動を継続するためには避けられない実情がある。

こうした中、各都道府県や教育委員会ごとにガイドラインが策定されているほか、文部科学省からも基本的な方向性は示されているものの、具体的に詳細な対応方法までは十分に示されていないのが現状である。そのため、現場では安全確保の必要性を強く認識しつつも、「何をどこまで実施すべきか」が明確でなく、判断に苦慮している。結果として、指導者の

間では過度な慎重姿勢や、萎縮した状態が広がっている。

どこまで実効性のある指針を示せるかは課題として残るものの、安全確保に向けた対応は避けて通れないとの認識のもと、引き続き検討を進めていく。

2. スポーツ・インテグリティ関係

スポーツ・インテグリティ関係について、以下の通り報告。

- ・公認スポーツ指導者の処分について (工藤理事)

公認スポーツ指導者が、暴力など不適切な行為を行った場合は、「登録者等処分規程」に基づき、処分を行っている。

公認スポーツ指導者 3 名について、処分審査会において審査し、不適切な行為の程度・結果を処分基準に照らし合わせて、以下の通り処分内容を決定した。

No.	登録状況	性別	処分対象となる 遵守事項の違反にかかる 事実	処分内容	処分の効力発生日
1	ドッジボールコーチ 1 スポーツコーチングリーダー	男性	各種法令及び本会が定める規程に違反すること	資格取消	令和 8 年 5 月 9 日
2	アーチェリーコーチ 1 アシスタントマネジャー	男性	補助金の不適切な経理処理	資格停止 21 カ月	令和 8 年 5 月 9 日
3	バレーボールコーチ 1	男性	暴言その他の精神的虐待	資格停止 12 カ月	令和 8 年 5 月 9 日

3. 国民スポーツ大会関係

国民スポーツ大会関係について、以下の通り報告。

- (1) 国スポ改革先行大会ワーキンググループの設置について (山本常務理事)

令和 8 年度第 1 回理事会にて、第 86 回から第 89 回までの国スポ実施競技として承認されたフェンシング及びダンススポーツの 2 競技による「国スポ改革先行大会」について、具体的な取組を推進するため、国民スポーツ大会委員会の下に「国スポ改革先行大会ワーキンググループ」を設置した。既に設置している「国スポ改革タスクフォース」と連携を図りながら、検討を進めていく。設置期間は、令和 8 年 6 月 2 日から先行大会が始まる 3 年前の令和 11 年までとしている。

本ワーキンググループは、国民スポーツ大会を祝祭性があり、魅力ある持続可能な大会を実現するための場とし、関係者間の認識統一を図りながら検討を進めていく。

メンバーについては、統括団体及び主催者の立場から、岩田常務理事が就任予定であり、現在関係者との調整を進めている。また、日本フェンシング協会及び日本ダンススポーツ連盟の関係者、国スポ改革タスクフォース委員の参画に加え、国スポの魅力や価値向上の観点から、スポーツホスピタリティ、イベント制作分野の関係者の参画も想定している。具体的な人選については、国スポ委員会において引き続き調整中である。

令和 14 年度からの導入に向け、それまでに必要な検討及び各ステークホルダーとの調整を進める。

改革先行大会は、将来の新たな国スポの具体像を示す重要な取組であり、関係者と連携しながら着実に準備を進めていく。

(2) 国スポ改革タスクフォースについて

(山本常務理事)

国スポ改革タスクフォースは、昨年度に 3 回、去る 5 月 29 日に第 4 回会議を開催し、これまで有識者会議の提言に基づき「大会の特徴」や「競技会等の形式」を中心に議論を進めてきた。現在は、8 月頃の間まとめ公表に向けて検討を進めている。

改革案は、「トップアスリートと地域スポーツの好循環 ～人と地域の未来を創る～」という大会理念の実現を目指し、開催都道府県の負担軽減を図るとともに、地域や参加者にとって魅力があり、文化との融合を実現する大会となるよう取りまとめる方針である。

間まとめ公表後は、開催都道府県の経費や事務負担の軽減に関する具体的な改革案について、さらに検討・取りまとめる予定である。

4. 国際交流関係

国際交流関係について、以下の通り報告。

・第 30 回日韓スポーツ交流・成人交歓交流(派遣)の終了について (森岡専務理事)

令和 8 年 4 月 23 日から 28 日までの 6 日間、森山喜博評議員を団長として、日本スポーツマスターズの令和 8 年度開催地の石川県、令和 9 年度開催地である静岡県から推薦された日本選手団総勢 154 名を、韓国・慶尚南道へ派遣した。

日本選手団は、韓国の生涯スポーツの祭典である「全国生活体育大祝典」に参加し、スポーツを通じて、韓国の方々との親善と友好を深めた。

また、開催地である慶尚南道の多大なご尽力により、スポーツによる親善交流に加え、文化施設等を訪問する機会を得るなど、韓国の生活・文化を理解する機会にも恵まれた。

なお、令和 8 年度の韓国選手団の受入については、9 月に石川県で開催する日本スポーツマスターズ 2026 石川大会に参加する形式で実施することとなる。

5. スポーツ少年団関係

スポーツ少年団関係について、以下の通り報告。

・日本スポーツ少年団登録料改定について

(益子副会長)

去る 5 月 30 日に開催した日本スポーツ少年団委員総会において、日本スポーツ少年団の登録料を改定することが決定した。

日本スポーツ少年団の現行の登録料は、団員が年間 300 円、指導者・役員・スタッフが年間 700 円となっているが、令和 9 年 4 月から、団員の登録料を年間 700 円に改定する。

指導者・役員・スタッフは、今回改定しない。指導者は、JSPO の公認スポーツ指導者であり、公認スポーツ指導者の基本登録料を本年 10 月から増額改定するため、また、役員・スタッフには公認スポーツ指導者資格保有者もあり、善意で団運営を支えていただいている

ことが理由である。

登録料改定後は、日本スポーツ少年団常任委員会において毎年度の決算を審議する際、JSPO 財務委員会が、日本スポーツ少年団の決算状況及び公的な経済指標等を確認の上、審査した結果を踏まえ、登録料改定の是非について協議すること、団員増に向けた施策及び広報PR強化策を検討することを併せて決定する。

今回の登録料改定は、スポーツ少年団を未来につなぎ、全国の単位スポーツ少年団がこの先の未来も継続して活動できるようにするために必要なものである。

スポーツ少年団は、「改革プラン 2022」において、ジュニア・ユース世代にスポーツ本来の楽しさを提供することを基本方針とし、各組織が連携して「アクションプラン 2023-2027」を着実に実行することが重要とされている。

これらの目標を達成し、子どもたちの協調性や創造性、社会性を育む活動を充実させるためには、安定的な財源の確保が不可欠である。

しかし、日本スポーツ少年団は、登録者数の減少や物価高騰、人件費・輸送費の上昇により厳しい財政状況にあり、今後の活動継続が困難となることから、登録料の増額改定に至った。

団員数は 0～14 歳人口の減少に伴い全体として減少傾向にあるが、都道府県によって増減に違いが見られる。今後、団員増に向けた施策を検討する際は、いかにスポーツ少年団の魅力を伝えるかについて、PR 強化策と併せて検討する必要がある。

なお、登録料は昭和 51 年に導入され、これまでに 2 回の改定が行われており、今回の改定は約 32 年ぶりとなる 3 回目の改定である。

以上の諸報告をいずれも了承後、15 時 00 分に閉会。